

## 調査事業に係る事後評価記載様式

### 総合評価

全体として、地域の主体的な取り組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

アンケート調査(市民、自動車通勤者)及びヒアリング調査(公共交通利用者、来訪者)、市民意見交換会を通じてかすみがうら市における公共交通の現状及び課題を的確に把握するとともに、コンサルタントのアドバイスを受け、将来に向けた目標の設定と実現のための事業計画からなる公共交通総合連携計画の策定を進め、作業の進捗にあわせ、交通会議を開催し合意形成を図った。

### 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

かすみがうら市の人口や土地利用、公共交通の現況、通勤通学者の動態をはじめとする資料やデータを整理するとともに、アンケート調査(市民、自動車通勤者)、ヒアリング調査(公共交通利用者、来訪者)及び市民意見交換会を行い、本市の公共交通に対する問題点、課題等を幅広く把握した。

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

公共交通に係る課題は公共交通総合連携計画の策定の中で整理を行い、その他の問題点、課題等についてはその都度整理している。

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

アンケート調査やヒアリング調査により、本市公共交通(路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー)の利用率や公共交通が便利になったら利用したい等の需要予測を行い、公共交通総合連携計画の新しい交通計画の利用率を目標値として設定した。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

かすみがうら市総合計画や都市計画マスタープラン、またアンケート調査やヒアリング調査により、基本的な計画と社会ニーズ、住民ニーズを踏まえ、公共交通総合連携計画の目標を設定している。

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。  
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

路線バスの廃止や減便が続く中、通勤通学の便の確保、市外の医療機関や商業施設と接続するため、鉄道や路線バスとの接続改善を目指し、乗合タクシーやシャトルバスの実証運行を取り組み事業として設定した。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

自立性・持続性
1 事業の実施に向けての準備
地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。
路線バスの廃止や減便が続く中、通勤通学の便の確保、市外の医療機関や商業施設と接続するため、鉄道や路線バスとの接続改善を目指し、乗合タクシーやシャトルバスの実証運行を取り組み事業として交通会議に提案し、具体的な事業内容やスケジュールについて検討した。
事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。
公共交通総合連携計画において、自己評価報告案が審議され、それぞれの取り組み事業について、月ごとの利用者数を把握するとともに、利用者アンケート調査、ヒアリング等により目標に対する達成状況を検証する。
事業の実施主体が検討されたか。
乗合タクシー及びシャトルバスの実施主体については、交通会議にて検討を行った。具体的な事業者については市内各交通事業者から意見を聴取しながら選定する。
2 事業の実施環境
実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。
公共交通総合連携計画において、乗合タクシーやシャトルバスの実証運行の必要事業費について提案し検討した。なお、財源については、補助制度の活用が前提となっている。
住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。
公共交通総合連携計画において、利用促進、啓発活動や協力金の事業が協議されている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

## 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

### 1 協議会における審議体制等

協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

市地域公共交通会議設置要綱において、連携計画の策定及び変更協議に関する事、連携計画の実施にかかる連絡調整に関する事、連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事、交通会議の運営方法等が規定されている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

市地域公共交通会議設置要綱において、構成員として市議会議長及び市民又は公共交通の利用者の代表として、市区長会長、市老人クラブ連合会長、市PTA連絡協議会長、市商工会長に委嘱し、市民の意見が反映されるようにしている。また交通会議資料及び会議録については、ホームページで公開している。

### 2 協議会における審議

調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

第1回交通会議において連携計画策定に関する協議がされ、第2回交通会議において調査内容およびスケジュールに関する協議がされ、第3回交通会議において各種調査結果に関する協議がされ、第4回交通会議において連携計画の素案が協議されるなど、連携計画作業にあわせて交通会議を開催している。

協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

市地域公共交通会議設置要綱において、会議は公開とされている。また、交通会議資料及び会議録については、ホームページで公開している。

### 3 地域関係者の実質的な合意形成

地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

市長及び国及び県の関係行政機関、一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者が組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、市議会議長、市民又は公共交通の利用者の代表者、学識経験者で構成する交通会議での協議、議会への説明、パブリックコメントなどを通じて、地域関係者の合意が形成されたものと思われる。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。